

【協議事項】

No.14 ケーブル TV・ネット中継の拡大について	委員長提案
----------------------------	-------

【提案趣旨】

議会改革協議会から、「市議会中継の拡大については、インターネット中継に限り、全定例会の全ての本会議が行われる日に拡大する。」との協議結果が報告された。ただし、中継拡大に当たっては、討論のルール化が必要との意見もあり、中継拡大の時期は、その協議が調った後とすることとし、ルール化の協議は議会運営委員会に委ねられた。については、今後、討論における「持ち時間制の導入」などのルール化について検討するもの。

【参考】

議会改革協議会報告（平成30年5月）

市議会中継の拡大については、インターネット中継に限り、現状の「全定例会の本会議のうち、市長提案理由説明及び質疑・質問が行われる日」から、「全定例会の全ての本会議が行われる日」に拡大するものとする。

ただし、議論の過程において、討論のルール化（持ち時間制の導入など）が必要であるとの意見があったことから、その問題についての協議を議会運営委員会に委ねることとし、中継拡大の時期は、その協議が調った後とする。

委員長案（平成30年11月）

討論とは、表決に際し、自己の賛否を明らかにし、意見の異なる他の議員を自己の意見に同調させようと努めるものである。

よって発言は、賛否を明らかにするとともに、簡潔・明確に行うことが肝要と考えており、下記のとおり委員長案を提案するものである。

なお、各会派の賛同が得られた場合は、全定例会の全ての本会議にインターネット中継を拡大することに伴い、討論に関するルールについて、先例に規定する。

【先例129-2（追加案）】

討論は、会派に所属する議員数に5分を乗じて得た時間の範囲内で行うものとする。

なお、討論を行うときは、次の点に留意する。

- (1) 討論の内容は、その賛否を明確にするとともに、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。
- (2) 全会派一致で議決されることが見込まれる事件に対する討論は、議事の円滑化を図るため、極力控えるものとする。